

橋本市訓令第 5 号

橋本市障がい乳幼児療育検討委員会設置規程及び橋本市職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市障がい乳幼児療育検討委員会設置規程及び橋本市職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

(橋本市障がい乳幼児療育検討委員会設置規程の一部改正)

第1条 橋本市障がい乳幼児療育検討委員会設置規程(平成21年橋本市訓令第3号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1) 略 (2) <u>子育て応援課</u>母子保健係長 (3) 略 (4) <u>紀見こども園長</u> (5)～(8) 略	(委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1) 略 (2) <u>子育て世代包括支援センター</u>母子保健係長 (3) 略 (4) <u>幼稚園長会・保育園長会代表</u> (5)～(8) 略

(橋本市職員の人事評価実施規程の一部改正)

第2条 橋本市職員の人事評価実施規程(平成28年橋本市訓令第4号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
略 能力評価シート	略	略	略 能力評価シート	略	略
	略	略		略	略
	こども園・たんぽぽ園(園長)用	様式第2—4号		保育園・幼稚園(園長)用	様式第2—4号
	こども園・たんぽぽ園用	様式第2—5号		保育園・幼稚園用	様式第2—5号
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
備考			備考		
1 略			1 略		

2 <u>こども園、たんぽぽ園</u> の園長以外の職員等の評価者は、当該園長とする。	2 <u>幼稚園、保育園</u> の園長以外の職員等の評価者は、当該園長とする。
3 略	3 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。